

水漏れは早めに修理しましょう(水は限りある資源です)

○水を全く使用していない状態(全ての蛇口を閉めた状態)で水道メーターの**パイロット**が回っている場合は、漏水の恐れがあります。

漏水と思われる場合は、次のような状態があります。

- ・配管してある付近の壁や地面が常に濡れている。
- ・蛇口等に耳を近づけると『シュー』と音がしている。
- ・給湯器や太陽熱温水器等の器具類に異常があり、水漏れしている。

○漏水箇所が分からない場合は、漏水調査を行うことができますので、お客様料金センターへ調査の依頼をしてください。漏水調査には水道局の委託業者がお伺いします。詳細はお問い合わせください。

(但し、簡易調査ですので微量な漏水など箇所を特定できないこともあります。)

○漏水箇所が分かっている場合は、水道局指定工事業業者へ修理の依頼をしてください。(修理費用は個人負担となります)

※水道局指定工事業業者がわからない場合は、管工事協同組合(TEL:258-7811)へご連絡ください。

○修理されずにそのまま放置されますと、漏水により水道料金等もその分高くなりますので、早めの修理をお願いします。

○漏水箇所によっては、水道料金等を減額できる場合があります。詳細はおお客様料金センターへお問い合わせください。

【お客様料金センター TEL:812-6171】



▲水道局指定工事業業者一覧表

じゃ口の簡単な修繕の方法をお知らせします

じゃ口の水漏れは、コマパッキンを取り替えるだけで簡単に直せる場合がほとんどです。(コマパッキンは、ホームセンターなどで販売しています。)

※止水栓を元に戻した後は、じゃ口から水が漏れないか必ず確認してください。

※シングルレバー混合栓は、構造が複雑なので修繕は器具メーカー、または鹿児島市水道局指定給水装置工事業業者へお問い合わせください。

【給排水設備課 TEL:213-8522】



これがコマパッキンです



家屋などの解体をするときも事前に水道局へ申請してください

給水装置・排水設備の新設や改造、撤去を行うには事前に申請が必要です。

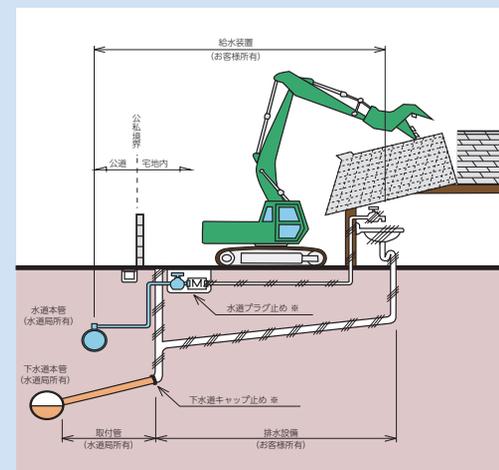
【申請が必要な場合】・家屋の新築、増改築
・家屋の解体

※工事申請は、水道局指定工事業業者に依頼してください。

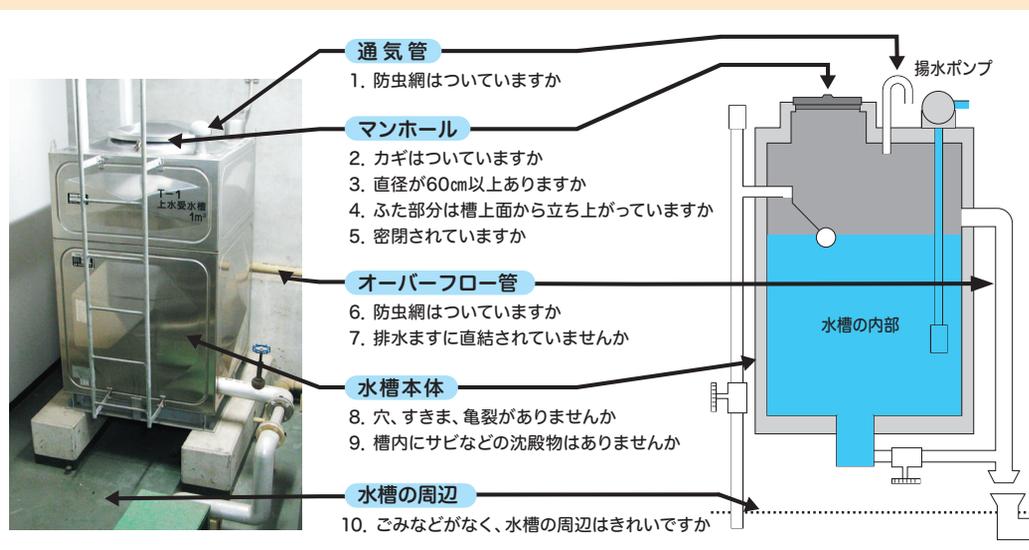
水道局指定工事業業者一覧表▶



【給排水設備課 TEL:213-8522】



受水槽や高置水槽は設置者が適正な管理をしてください



安心して水を飲むためには、給水装置の正しい維持管理が必要です。

特にビル、マンションに受水槽や高置水槽を設置している場合には、設置者(建物の所有者等)の責任で定期的な点検、清掃等を行い、適正管理に努めなければなりません。

○毎年1回以上、定期的に水槽内の清掃を行いましょ。

(安全面も考慮し、専門業者へ依頼することをお勧めします。)

○月に1回は水槽の点検を行いましょ。

(左図の項目を参考に、点検してください。)

○日頃から水質の点検を行いましょ。

※市内の登録検査機関(公社)鹿児島県薬剤師会試験センター
(TEL:253-8935)

【環境局 環境衛生課 TEL:216-1300】

【給排水設備課 TEL:213-8522】